

◆医科外来等感染症対策実施加算、乳幼児感染予防加算について

現在、当院でも新型コロナウイルスに対して、感染予防の為、常日頃より様々な取り組みを行っておりますが、全国的な流行状況を鑑み、診療報酬上の臨時特例措置として、

「医科外来等感染症対策実施加算」(5点)

が行われると厚生省より発表されました。令和3年4月から9月診療分までの期間限定の措置となります。10月以降は感染状況などで判断されるようです。

6歳未満児の方は、「乳幼児感染予防策加算」が既に施行されておりましたが、こちらも期間が延長となっております。

当院においては、

・全ての患者様は、

「医科外来等感染症対策実施加算」(5点)

・6歳未満児の患者様は、

「乳幼児感染予防策加算」(100点)

が加算されますのでご了承をお願いします。

★当院での取り組みの例

- ・院内の換気や消毒
- ・スタッフのマスク着用、スタッフの検温等の健康管理
- ・入口などへの消毒液の設置
- ・受付カウンターにビニールシートを設置
- ・待ち時間等の外出推奨
- ・予約システムの導入

など様々な取り組みを行っておりますが、来院時に患者様・付き添いの方の検温をさせていただきます場合があります。

(検温は最新の非接触センサーで行いますので所要時間は1秒程度です)

来院前にご自身でも予め検温をお願いします。

当院では新型コロナウイルスに対応できる防護服やフェイスシールドなどの特別な医療機器はありませんので、発熱などの症状がある方の診療はできません。

発熱や風邪症状のある方や新型コロナウイルスが疑われるような症状の方は、当院への受診を控えて頂き、しっかりと治ってから受診にご協力をお願い致します。